

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-5
処分の種類	登録の取消し及び業務停止			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第19条第4項			
処分の概要	毒物劇物製業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者に対する登録等の取消し及び業務停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>平成12年3月14日付け11薬第792号長野県衛生部長通知「毒物及び劇物取締法の規定に基づく登録又は許可取消し及び業務停止処分基準の制定について」に記載のとおり。</p> <p>【参考】 第19条 4 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき(特定毒物研究者については、第6条の2第3項第1号から第3号までに該当するに至つたときを含む。)は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠				